

令和 2 年6月2日

理事(教学担当) 村松 俊夫

教員の皆様へ(行動指針レベル1へ変更に際してのお願い)

5月26日、全国で緊急事態宣言が解除されました。本学では、すでに5月21日付けで「新型コロナウイルスの感染拡大防止のための行動指針」をレベル2から1に引き下げております。

しかしながら、山梨県からは5月28日に引き続き感染症拡大防止へのご協力のお願いが出され、政府からは、6月18日までの期間につきましては、首都圏1都3県及び北海道の移動は慎重に行うことが要請されているところです。

以上を踏まえ、教員の皆様には以下の諸点について、改めて適切な対応をお願いいたします。

1. 今後の授業の基本的な実施方針

前期の授業については、引き続き令和2年4月13日付けの「[2020年前期における授業実施方針\(教員用\)](#)」を継続します。

これまでオンラインで行ってきた授業については、引き続き同様の形態での実施をお願いいたします。

2. 対面を伴わざるを得ない授業の実施

実験・実習・実技・演習等についても可能な限りオンラインを用いていただき、対面を伴わざるを得ない内容の場合には、最大限の「感染防止のための対策」(上記通知内Ⅰ.【感染防止の考え方】)を講じたうえ、各種教育プログラムの実情に応じて様々な工夫(授業時間を半分に分けてグループを入れ替える、複数クラスに分け自宅学修と対面授業を交互におこなう等)をこらして実施してください。

3. オンライン授業と対面授業が連続する場合への対応

オンライン授業と対面授業が直前直後に連続する場合、学生は対面授業の前後に学内でオンライン授業を受けることになります。オンライン授業の受講環境は、当初割り振られた講義室(臨時定員厳守)・図書館・自主学修室・配属研究室等が想定されますが、その際も感染防止の対策を徹底するよう、双方の授業担当の先生は学生へのご指導をよろしくお願い申し上げます。

4. 補講期間の有効利用

オンライン授業、その他の授業を問わず、授業回数のカウントは、授業内容によって担当教員が弾力的に判断することになっておりますが、前期学年暦の期間で教育の質の保証が難しい場合、9月末に設けられている「[補講期間](#)」を有効に活用して授業計画の実行をお願いいたします。

5. 県境をまたぐ移動(学生)への指導

勉学・研究活動において、種々の理由からやむなく公共交通を利用して、県境をまたいだ移動をせざるを得ない学生もおります。その際、授業担当教員・指導教員は、学生自身が移動中に感染拡大防止の対策を最大限に講じたうえで、さらに慎重な行動をとるよう、メール、CNS等、様々な情報発信手段をとおして、注意喚起をされますようお願いいたします。

6. 感染への不安を抱えている学生への配慮

対面を伴う授業において、感染への不安を抱えている学生もおります。メール、CNS等の様々な情報発信手段をとおして、対面を必要とする意義、当該授業における感染防止対策の講じ方等を丁寧に説明し、学生の不安解消への努力を尽くされますようお願いいたします。

これらは、現時点における方針とお願いであることをご了解ください。今後も状況は、一刻一刻と変化していきます。関連情報には十分ご留意ください。

以上、どうぞよろしくお願い申し上げます。